

令和 6 年 4 月 1 日改訂

津市営浄化槽事業 お申し込み手引き

【転 換】



津 市

市営浄化槽の設置を希望される方へ

市営浄化槽の設置を希望されます方は、下記の事項を確認していただき、申請してください。この事業の対象者は、下水道計画区域や農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域にお住まいの方となります。

本事業は津市が合併処理浄化槽の設置及びその後の維持管理を行うものであり、市営浄化槽設置時に人槽に応じた分担金をお納めいただく必要があります。また、市営浄化槽の利用中は市営浄化槽使用料が必要です。

申込期間 随時受付

市営浄化槽設置申請書の提出から浄化槽工事着手までは、3～6か月程度を要します（人槽等により変動します）ので、余裕をもってご申請ください。ただし、申込時期・人槽等によっては次年度以降の施工となる場合がありますので、ご了承ください。

提出書類

① 市営浄化槽設置依頼書

まず初めに、依頼書のみを提出してください。

市職員による現地確認終了後、②以降の申請書を提出してください。

② 市営浄化槽設置申請書（第1号様式）

申請前に申請者にて人槽の算定及び放流先の確保及びこれに伴う手続き（道路工事施工承認申請等）を行って下さい。

③ 市営浄化槽設置同意書（第2号様式）

④ 使用水の調査表

②～④の申請書の受理をもって、受付とします。なお、最終決定は、可否決定通知書により通知します。

⑤ 排水設備新設等計画承認申請書（第7号様式）

宅内排水設備着工前に提出し、津市からの排水設備新設等計画承認通知書が発行され次第、宅内排水設備工事に着手してください。

ここまでの書類は、本手引きにひな形が添付されていますので、ご活用ください。

⑥ 市営浄化槽設置（変更）計画同意書（第5号様式）

郵送される添え状に記載の期限内に提出してください。

⑦ 排水設備新設等工事完了届（第9号様式）

宅内排水設備工事の完了から7日以内に提出してください。

⑧ 市営浄化槽使用開始届出書（第18号様式）

市営浄化槽を使用する前に提出してください。

⑥,⑦,⑧の書類は津市から申請者様へひな形を郵送しますので、ご記入ください。

●申請書等は津市営浄化槽条例により提出が定められているものもありますので、必要な時期に遅滞なく提出してください。

●①～⑤までの申請書等は津市営浄化槽ホームページからひな形をダウンロードすることも可能です。「津市 市営浄化槽」と検索してください。



助成制度

申請者様において行う工事について、助成制度があります。

助成制度をご利用の場合は前ページの提出書類以外の提出書類がありますので、適切な時期に忘れずにご提出ください。

助成制度の詳しいご案内は、可否決定通知書と併せて郵送いたしますのでご確認ください。申請は着工前に行っていただく必要がありますので、お急ぎの場合は事前に営業課までお問い合わせください。

助成制度に関する問合せ先 上下水道管理局 営業課（☎059-239-1031）

転換に伴う各種補助

- ア ①単独処理浄化槽撤去費補助 ➡ 120,000円
②単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用工事費補助 ➡ 90,000円
③くみ取便槽撤去費補助 ➡ 90,000円
イ 転換に伴う配管費補助 ➡ 60,000円

（※営利専用住宅建築者は原則、対象外）

融資あっせん制度

転換に伴う宅内排水設備工事、水洗トイレ改造工事、単独処理浄化槽の撤去工事や雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事、及びくみ取便槽撤去工事に要する費用（市が交付する補助金を除く）について、市の指定する金融機関から融資あっせんを受けることができます。

融資限度額 最高100万円

償還期間 最高60カ月

非課税世帯の方へ

市県民税非課税世帯の方は、宅内排水設備工事に係る費用の1/10が助成されます。

最高限度額 35,000円

提出先 〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道事業局
 下水道工務課 工事担当（059-239-1038）
 または、各総合支所地域振興課、各市内出張所
 ※書類提出は郵送でも可

問合せ先 【申請書類・工事に関すること】
 上下水道事業局 下水道工務課 ☎ 059-239-1038

 【使用料に関すること】
 上下水道管理局 営業課 ☎ 059-237-5805

 【分担金に関すること】
 上下水道管理局 営業課 ☎ 059-239-1031

 【市営浄化槽となった後の維持管理、故障等に関すること】
 上下水道事業局 下水道施設課 ☎ 059-239-1035

申請者様へ（必ずお読みください）

ご自身で施工される方は、「施工業者様へ」もお読みください。

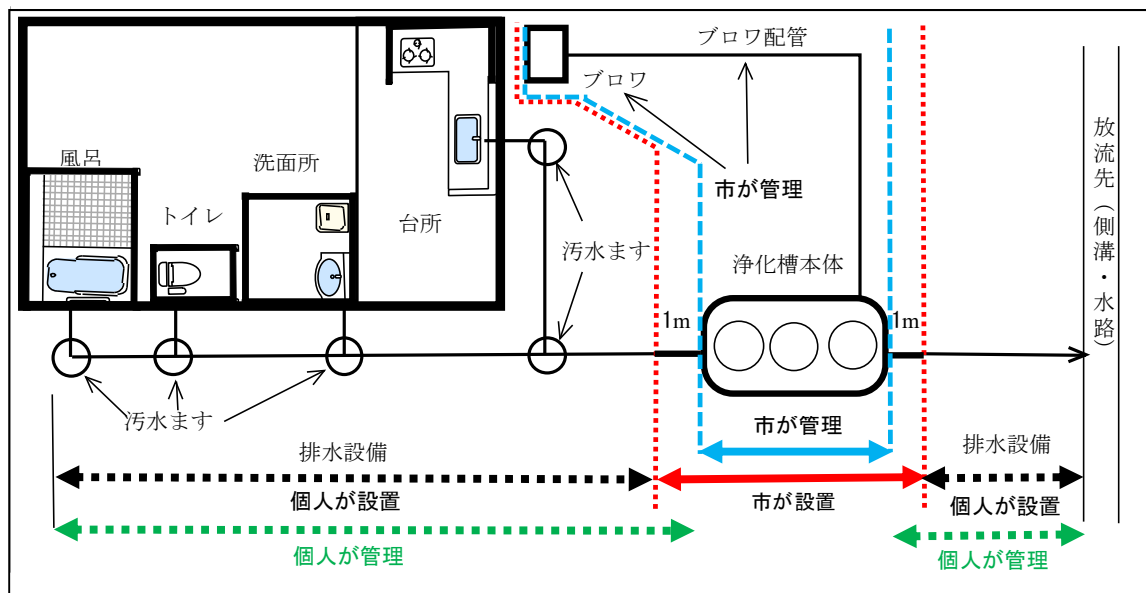
①お預かりした個人情報、津市営浄化槽の設置及び維持管理のために使用します。市営浄化槽の維持管理のため、津市が委託している市営浄化槽保守点検及び清掃業者、法定検査事業者へ伝えさせていただくことがありますので、ご了承の上、お申し込みください。

②既存の建物等の状況や浄化槽設置場所までの進入路の状況により、ご希望の場所に設置できない場合もあります。また、現場条件により市営浄化槽設置依頼書提出後の現地確認で、お断りさせていただく場合もありますのでご了承ください。

※土地所有者全員分の同意が得られない場合は設置できません。

※相続登記が完了していない場合は設置できません。

③既設の単独浄化槽や汲み取り便槽の撤去費用（最終清掃含む）、宅内排水設備（浄化槽からの放流管含む）工事費用、市営浄化槽設置予定場所にあるコンクリートや木、置物、庭石等の撤去費用は**申請者様のご負担**となります（工事に支障となるものについては**市営浄化槽施工予定日までに必ず撤去してください**）。



④市営浄化槽利用中は津市が委託した保守点検及び清掃業者、法定検査事業者等が敷地内で作業させていただきますので、ご協力頂きますようお願いいたします。なお、市営浄化槽の維持管理等に伴う上下水道使用料・電気料金は申請者様のご負担となります。

⑤市営浄化槽のブロワ電源については、切らないよう注意してください。

⑥市営浄化槽使用開始後、**建物を取壊す場合や住人の死亡等で市営浄化槽を休止または廃止したい場合は、遅滞なく【下水道施設課 ☎059-239-1035】へ連絡**してください。

⑦津市営浄化槽は津市管理となりますので、**使用者の判断により修繕、改造、移設又は撤去しないでください**。蓋の破損等で補修が必要な場合、増築に伴って市営浄化槽を移設したい場合等は【下水道施設課 ☎ 059-239-1035】へ連絡してください。

⑧市営浄化槽が設置されている土地または、市営浄化槽に接続されている建物を売却・譲渡等される際は、敷地内の合併処理浄化槽が津市営浄化槽であることを**新しい所有者へ必ずお伝え下さい**。また、**承継の手続きを下水道施設課と協議の上、速やか**に行ってください。

⑨**市営浄化槽設置後は、速やかに宅内排水設備工事を完了し、使用開始手続きを行っ**て下さい。

⑩依頼前に「津市営浄化槽パンフレット」及び「お申し込み手引き」を必ずご覧いただきますようお願いいたします。また、市営浄化槽使用開始後も保管してください。

施工業者様等へ（必ずお読みください）

①津市の施工範囲については、津市営浄化槽パンフレットにてご確認ください。外構工事等で、市営浄化槽を破損させないように注意してください。

破損させた時は【下水道工務課 ☎ 059-239-1038】連絡してください。

②**ブロワの設置場所**は**浄化槽中央から8m程度以内**となるよう防雨型外部電源を設置してください。ポンプ槽付の浄化槽の場合は、**ブロワ用電源に加えてポンプ用電源も必要**となります。**ポンプ用電源（2口）は、浄化槽中央から6m程度以内**となるよう設置してください。

③**人槽、浄化槽放流先の決定（道路工事施工承認申請等必要な申請含む）は、申請者様**にて行ってください。**人槽については、算定根拠の提出を依頼する場合があります。**

④書類はすべて津市より申請者様へ郵送されます。施工業者様等の代理の方へ郵送することはできませんのでご了承ください。

⑤津市が市営浄化槽を設置する際に、施工範囲内（市営浄化槽工事用車両の駐車場所等を含む）に足場、資材、仮設トイレ、柱、敷鉄板、引込柱等の支障となる障害物が無いようにしてください。特に、敷地の奥へ市営浄化槽設置をご希望の場合は、設置場所までの進入路についても必ず確保してください。

支障物が設置日までに撤去されていない場合、下請け業者等への周知不足により市営浄化槽の設置に影響がある場合、建屋の基礎等が既に打設されており市営浄化槽設置場所まで機械が進入することが困難な場合等は、施工日が大幅に遅れることがあります。

また、市営浄化槽の設置日は下請け業者等への周知も必ず行ってください。

⑥設置日の調整は行いますが、必ずしも希望どおりとならない場合もあります。また、雨天等により設置日が遅れることがありますので、ご了承ください。

⑦現地立会等については、代理の方が出席される場合は、**申請者様へ協議結果の報告**を行ってください。

⑧入札不調等の予期せぬ事態が発生し、施工予定が大幅に遅れる見込みの場合は、再度協議しますので、日程調整へのご協力をお願いします。

⑨依頼前に施工業者様も「津市営浄化槽パンフレット」及び「お申込み手引き」を必ずご覧いただきますようお願いいたします。

2 市と使用者の費用負担区分

工事に係る費用負担

項 目	市	使用者
浄化槽本体（ブロワ含む）の設置及び流入・流出管 1 mの設置工事費	○	
放流ポンプが必要となった場合の放流ポンプ設置費	○	
受益者分担金		○
浄化槽まで及び浄化槽からの敷地境界までの宅内排水設備工事費		○
ブロワの電源工事費（コンセント）		○
設置予定場所にある建物・工作物・立木等の撤去・移設費		○
駐車場等（特殊工事）に関わる工事費		○
建物の基礎部分近接(45 度以下)に浄化槽を設置する場合の擁壁工事費		○
その他標準工事以外に発生する浄化槽設置に必要な工事に係る費用		○

維持管理に係る費用負担

項 目	市	使用者
浄化槽保守点検費	○	
浄化槽清掃費	○	
法定検査料	○	
消毒薬品代	○	
ブロワの部品交換・修理にかかる費用	○	
浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費	○	
耐用年数等による更新（撤去・設置）費用	○	
浄化槽使用料		○
ブロワの電気代、放流ポンプの設置がある場合はその電気代		○
浄化槽清掃等に使用する上下水道代		○
使用者管理の排水設備(配管等)に係る改修、撤去費用		○
使用者の責により必要となった浄化槽の修繕にかかる費用		○
使用者の都合による浄化槽の人槽変更・移動・撤去に関する費用		○

※赤字が「市営浄化槽使用料」に含まれる費用です。

※分担金及び使用料の詳細は次ページをご参照ください。

分担金の料金について

浄化槽の人槽区分に応じて**分担金を納付**していただきます。（1回のみ）

人槽区分	分担金の額	家屋の延床面積
5 人槽	88,000 円	130 m ² 以下（※美杉地域は 165 m ² 以下）
7 人槽	108,000 円	130 m ² 超（※美杉地域は 165 m ² 超）
10 人槽	140,000 円	2世帯住宅等

11人槽以上は、上下水道管理局営業課（☎059-239-1031）までお問い合わせください。

市営浄化槽使用料について（令和元年10月1日から適用）

市営浄化槽のご利用には、新築・転換・帰属を問わず使用料が必要です。市営浄化槽の維持管理に係る費用として、下記のとおり使用料を納付していただきます。

使用料は、基本使用料＋従量使用料で決定します。従量使用料は、水道の使用量に応じて算定します。ただし、水道以外に井戸水等をご使用の場合は、個人設置量水器の指針報告による水量、又は認定水量（1人あたり16m³/2か月）で算定します。

使用料は、2か月に一度、納入通知書又は口座振替にて納付いただきます。

使用料に関する問合せ先 上下水道管理局 営業課（☎059-237-5805）

基本使用料	1, 672円（2か月あたり）
従量使用料 （消費税込）	1～20 m ³ ⇒ 6. 6円/m ³
	21～60 m ³ ⇒ 161. 7円/m ³
	61～100 m ³ ⇒ 203. 5円/m ³
	101～200 m ³ ⇒ 245. 3円/m ³
	201～1000 m ³ ⇒ 301. 4円/m ³

【参 考】左の計算式によって算定される2か月あたりの使用料（基本使用料込）は以下のとおりです。

水 量	20 m ³	⇒	1, 804円
	40 m ³	⇒	5, 038円
	60 m ³	⇒	8, 272円
	80 m ³	⇒	12, 342円
	120 m ³	⇒	21, 318円



下水道使用料早見表(2か月用)

◆基本使用料 (消費税込)
1,672円

◆従量使用料単価表(消費税込)〈公共下水道、市営浄化槽、共同污水处理施設〉

区分	単価 (1㎡につき)	区分	単価 (1㎡につき)	区分	単価 (1㎡につき)
㎡	円	㎡	円	㎡	円
1～20	6.60	101～200	245.30	2,501～	370.70
21～60	161.70	201～1,000	301.40		
61～100	203.50	1,001～2,500	349.80		

(令和元年10月1日から適用)

区分	単価 (1㎡につき)
㎡	円
公衆浴場営業用	13.20

◆従量使用料(消費税込)〈公共下水道、市営浄化槽、共同污水处理施設使用料〉

1	6.60	16	105.60	31	1,910.70	46	4,336.20	61	6,803.50	76	9,856.00	91	12,908.50
2	13.20	17	112.20	32	2,072.40	47	4,497.90	62	7,007.00	77	10,059.50	92	13,112.00
3	19.80	18	118.80	33	2,234.10	48	4,659.60	63	7,210.50	78	10,263.00	93	13,315.50
4	26.40	19	125.40	34	2,395.80	49	4,821.30	64	7,414.00	79	10,466.50	94	13,519.00
5	33.00	20	132.00	35	2,557.50	50	4,983.00	65	7,617.50	80	10,670.00	95	13,722.50
6	39.60	21	293.70	36	2,719.20	51	5,144.70	66	7,821.00	81	10,873.50	96	13,926.00
7	46.20	22	455.40	37	2,880.90	52	5,306.40	67	8,024.50	82	11,077.00	97	14,129.50
8	52.80	23	617.10	38	3,042.60	53	5,468.10	68	8,228.00	83	11,280.50	98	14,333.00
9	59.40	24	778.80	39	3,204.30	54	5,629.80	69	8,431.50	84	11,484.00	99	14,536.50
10	66.00	25	940.50	40	3,366.00	55	5,791.50	70	8,635.00	85	11,687.50	100	14,740.00
11	72.60	26	1,102.20	41	3,527.70	56	5,953.20	71	8,838.50	86	11,891.00	200	39,270.00
12	79.20	27	1,263.90	42	3,689.40	57	6,114.90	72	9,042.00	87	12,094.50	400	99,550.00
13	85.80	28	1,425.60	43	3,851.10	58	6,276.60	73	9,245.50	88	12,298.00	600	159,830.00
14	92.40	29	1,587.30	44	4,012.80	59	6,438.30	74	9,449.00	89	12,501.50	800	220,110.00
15	99.00	30	1,749.00	45	4,174.50	60	6,600.00	75	9,652.50	90	12,705.00	1,000	280,390.00

下水道使用料の計算例

※2か月で50㎡使用した場合

基本使用料：1,672円(税込)・・・①

従量使用料：

1㎡～20㎡まで1㎡につき 6.60円 20㎡× 6.60円＝ 132.00円

21㎡～60㎡まで1㎡につき 161.70円 30㎡× 161.70円＝ 4,851.00円

4,983.00円(税込)・・・②

下水道使用料＝①＋②＝6,655円(円未満切り捨て)

お問合せ

津市上下水道サービスセンター 059-237-5821

依頼から市営浄化槽利用開始までの流れ

申請者が行うこと

①依頼書の提出

②申請書・③同意書・④使用水調査表の提出
※人槽・放流先は申請者様にて決定してください

分担金の納付

⑤排水設備新設等計画承認申請書の提出

⑥市営浄化槽設置（変更）計画同意書の提出

宅内排水設備の施工

⑦排水設備新設等工事完了届の提出

⑧市営浄化槽使用開始届出書の提出

津市が行うこと

市職員による現地確認

設置可否決定の送付
分担金決定通知書の送付
★助成制度案内分の送付

市営浄化槽設置（変更）計画書の送付
排水設備新設等計画承認通知書の送付

浄化槽設置工事施工

検査済証の送付
市営浄化槽設置完了通知書の送付

認定数量の通知
(井戸水等をご利用の一部の方のみ)

市営浄化槽使用開始 使用料の発生

助成制度を申請される方は、上記以外の手順があります。

詳細は後日郵送する助成制度の案内文にてご確認ください。

【転換申請 チェックリスト】提出前に☑

提出書類	チェックのポイント	提出 ☑欄
①市営浄化槽設置依頼書	右上の住所、氏名、電話番号が正確に記載されているか	
②市営浄化槽設置申請書 (第1号様式)	見本どおり記載されているか 添付書類忘れないか	
③市営浄化槽設置同意書 (第2号様式)	登記事項証明書と整合しているか 電話番号記入忘れがないか	
④使用水の調査表	見本どおり記載されているか	
分担金の納付	振込金額に間違いはないか	
助成制度の申請 (される方のみ)	見本どおり記載されているか 着工前に提出してください。	
⑤排水設備新設等計画承認申請書(第7号様式)	施工予定期間は適正か 添付書類忘れないか 宅内排水設備着手前に提出してください	
⑥市営浄化槽設置(変更)計画同意書(第5号様式)	3か所すべてが正確に記入されているか (電話番号記入忘れが多いので特に注意) 添え状に記載の期限内に提出してください	
⑦排水設備新設等工事完了届(第9号様式)	⑤の申請書に添付した資料から変更はないか。 変更があれば変更後の図面を添付 完了から7日以内に提出してください	
⑧市営浄化槽使用開始届出書(第18号様式)	記載内容に誤りはないか。 市営浄化槽使用開始前に提出してください	
助成制度の完成報告 (される方のみ)	見本どおり記載されているか 添付書類忘れないか	

●記入漏れがないか、添付書類が全て揃っているかを確認していただき、ご提出お願いします。

●津市営浄化槽パンフレットはご一読いただきましたか？
まだの方は、必ずご一読ください。

申請書の書き方見本集

① 市営浄化槽設置依頼書

市営浄化槽設置依頼書

提出日を記入

年 月 日

宛先が「津市長」の書類でも可
 (宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

申請者 氏 名

⑨

〔法人その他の団体にあっては、
 主たる事務所又は事業所の所
 在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

書類の郵送先となりますので、
 すべての項目を正確に記入してください。
 電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

下記のとおり市営浄化槽の設置依頼を行います。

赤点線枠内をすべて記入または○してください

設 置 場 所	浄化槽設置予定場所を地番まで正確に記入
住 宅 の 用 途	① 専用住宅 ② 併用住宅 ③ 共同住宅 ④ その他 ()
延 床 面 積	m ²
工 事 区 分	①単独処理浄化槽からの転換 ②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認を伴う新・増築に伴う設置 ④その他 ()
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()
特 記 事 項	申請者様以外の連絡先がある場合は、こちらに記載してください。 例) 株式会社●●●●建築 ●●担当 氏名: ●● ●● TEL●●●●-●●●●-●●●● 立会日時調整はこちらへ
備 考	建築確認を伴う場合は③に○を付けてください。 建築確認を伴わない場合は④に○を付けて、「建築確認を伴わない新築」と記載して下さい。
受 付 番 号	

※この依頼書の受付日の翌日から3箇月以内に市営浄化槽設置申請書を提出してください。

申請書の提出期間を過ぎますと、改めて依頼書を提出していただく必要がありますので、ご
 注意してください。

※ご依頼前に津市営浄化槽パンフレット、お申し込み手引きを必ずお読みください。

見 本

② 市営浄化槽設置申請書（第1号様式）

第1号様式（第2条関係）

市営浄化槽設置申請書

提出日を記入

年 月 日

宛先が「津市長」の書類でも可
(宛先) 津市上下水道事業管理者

書類の郵送先となりますので、
すべての項目を正確に記入してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

(〒)

住 所

申請者 氏 名 (印)

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市営浄化槽条例第5条第1項の規定により、次のとおり市営浄化槽の設置を申請します。
赤点線枠内をすべて記入または○してください

設 置 場 所	浄化槽設置予定場所を地番まで正確に記入		
土 地 所 有 者	住所 氏名	登記事項証明書に記載の土地所有者を記入 複数人の場合は全員分 電話番号	
住 宅 の 用 途	① 専用住宅 ② 併用住宅 ③ 共同住宅 ④ その他 ()		
延 床 面 積	m ²	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	m ²
使用予定人数	人 建物に入居する人数を記入 (子供も含む)		
工 事 区 分	①単独処理浄化槽からの転換 ②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認等を伴う新・増築に伴う設置 ④その他 ()		
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()		
排水設備工事を行う予定の業者名	連絡先		
着工希望年月日	年 月 日	使用開始希望年月日	年 月 日
特 記 事 項	着工希望年月日、使用開始希望年月日はご希望に添えない		
受 付 番 号	場合もございますのでご了承ください。		

【工事区分】

建築確認を伴う場合は③に○を付けてください。

建築確認を伴わない場合は④に○を付けて「建築確認を伴わない新築」と記載。

【放流先】

市営浄化槽からの放流先を記載して下さい。

なお、放流先の確保及びこれに伴う手続き（道路工事施工承認申請等）は申請者に行ったうえで、申請してください。

本申請書の提出から浄化槽工事着手までは、**3～6か月程度を要します（人槽等により変動します）**。※ただし、申込時期・人槽等によっては次年度以降の施工となる場合があります。

添付書類

(1) 市営浄化槽設置同意書（第2号様式）

第2号様式（第2条関係）

見 本

市営浄化槽設置同意書

提出日を記入

宛先が「津市長」の書類でも可

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

市営浄化槽設置申請書と同じか確認してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

(〒)
住 所
申請者 氏 名 (印)
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

添付資料（6）の登記事項証明書に記載の
名前・住所と相違が無いか確認してください。

土地所有者が複数人の場合は、全員分記載

してください。2人目以降は左側の空き
スペース等に署名してください。

※登記事項証明書に記載の住所と一致しない場合は、
前住所が記載の住民票の添付が必要になります。

(〒)
住 所
土地所有者 氏 名 (印)
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

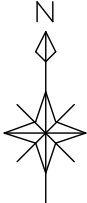
津市営浄化槽条例第5条第1項の規定による設置の申請に当たり、下記の事項について
同意します。

記

- 1 市営浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するものとし、土地の
使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公
課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 市営浄化槽の設置及び管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受
けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 3 市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の都
合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 市営浄化槽の設置に係る関係者（市営浄化槽の設置に係る住宅・土地についての権原
を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者、市営
浄化槽の使用人等）と必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の設置及び管理に問
題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者が市営浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに
設置し、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。
- 6 市営浄化槽の使用に当たり、津市営浄化槽条例の規定を遵守します。

●大変重要な内容ですので、必ず記載事項をご確認の上、署名してください。

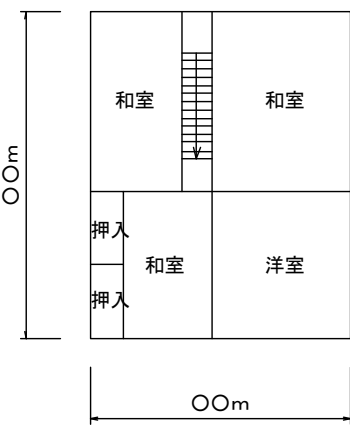
- (2) 市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取り図
形式は問いませんので、地図を添付してください。
- (3) 建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図



平面図

参考例

2 階



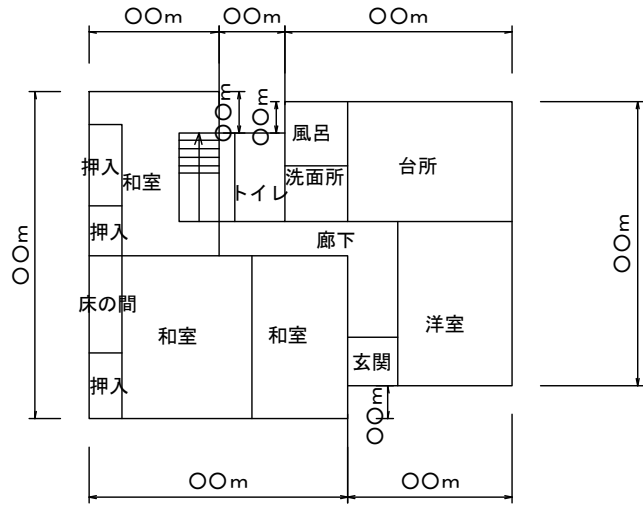
(延床面積)

1 階床面積計算表
〇〇m × 〇〇m = 〇〇. 〇〇㎡

2 階床面積計算表
〇〇m × 〇〇m = 〇〇. 〇〇㎡

延床面積を忘れずに記載して下さい

1 階



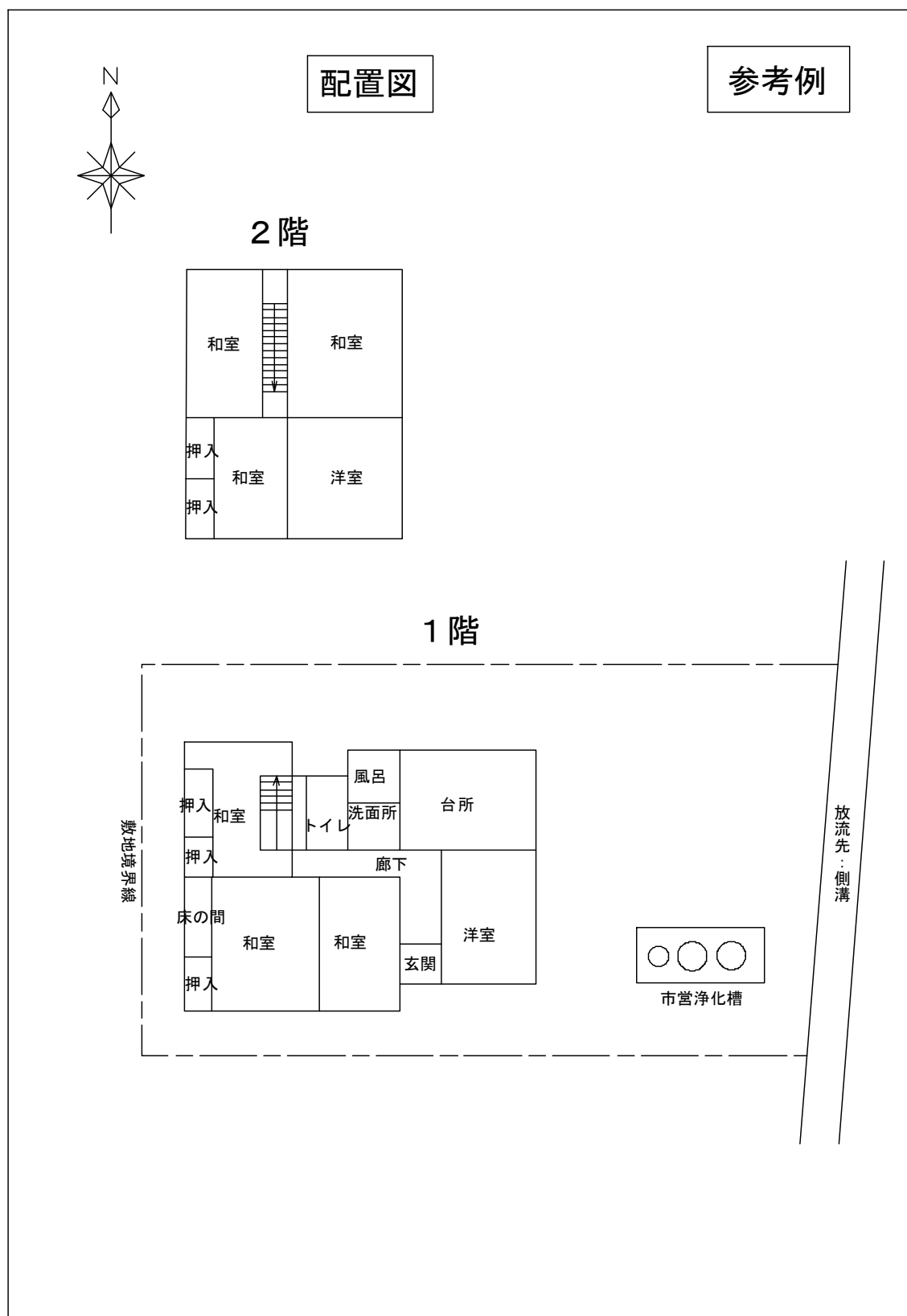
※ご注意ください

各部屋の用途（和室・洋室など）のご記入をお願いします。

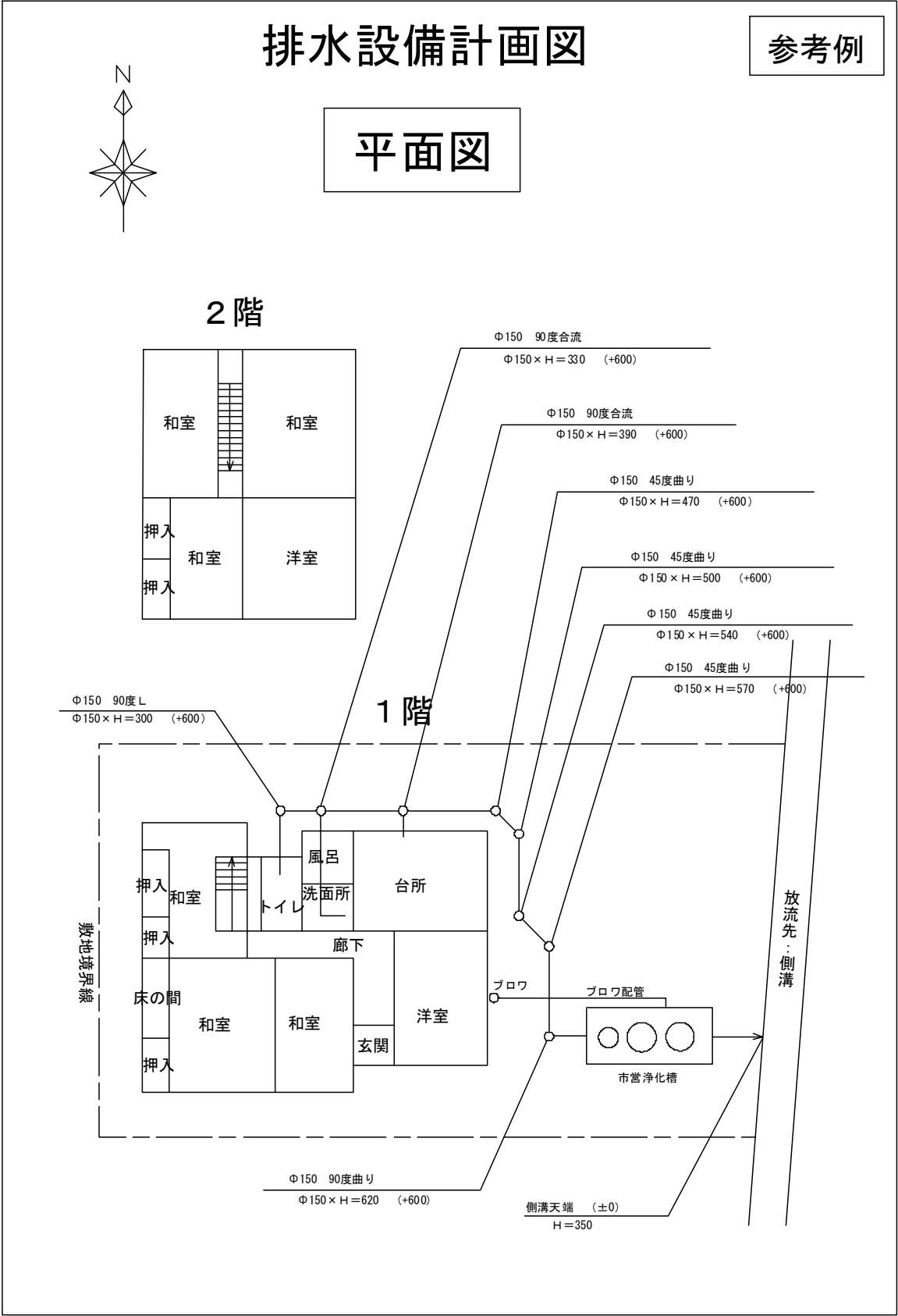
1 階・2 階の有無を必ずご記入ください。

2 階がない場合でも、「2 階無し」とご記入ください。

- (4) 住宅の配置図（市営浄化槽を設置しようとする敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの）



(5) 市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面



(6) 市営浄化槽を設置しようとする土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明

法務局にて必要な書類をご用意下さい。不明な場合は法務局の窓口にて「公図」と「土地の登記事項証明書（例：土地の全部事項証明書）」とお伝えいただければ、必要書類が揃います。なお、「公図」と「土地の登記事項証明書」の取得費用は申請者様にてご負担ください。

※登記完了証、登記事項要約書、登記情報提供サービスの印刷は証明書とらないため不可

※原本をご持参ください。なお、原本の返却を希望される場合は、原本確認の上返却しますので、お申し付けください。

見 本

【届出者】 ふりがな 氏 名 住 所 電話番号 水栓番号 水道料金の支払方法	【使用人数】 人 ※現在、お住まいの方の 人数をご記入ください。
--	---

水栓番号の確認方法は、
次ページを参照。

「井戸水等の自然水をお使いの方」、または「津市管理の水道と自然水の両方をお使いの方」につきましては、こちらの調査票をもとに認定水量の算定をさせていただきます。後日、認定調書を送付させていただきます。

用途区分	該当する使用水（該当するものに○をつけてください。）		
台所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）
洗面所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）
風呂 シャワー	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）
洗濯機	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）
水洗便所	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）
掃除（外流し） （水拭き等で使用）	①津市管理の水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ （地元管理の水も含む）	①と②の両方を使用 （個々に蛇口がある）

該当施設が無い方は
斜線で消してください。

注3) 水量に対して、実量が合わないと思われるときは、自己財メーター等の子メーターをつけていただくことで、正確な水量を測定することができます。ただし、毎月定期的に自己財メーターの水量を津市上下水道管理局へ報告していただく必要があります。

※使用水の調査表のご質問等は下記担当へ
上下水道管理局 営業課
☎059-237-5805

水栓番号の確認方法

津市の水道をご利用の方は「A:ポストに投函される伝票」または「B:郵送されるはがき」のいずれかにて、水道使用水量が通知されます。本通知に**水栓番号**が記載されています。

A 伝票

ご使用水量のお知らせ (2か月)

ご使用ありがとうございます。

水栓番号	●●●●●●●●●●	口径	13 mm
------	------------	----	-------

装置場所

水栓番号

方書

使用者氏名

様

使用年月	令和 5年 2月～令和 5年 3月分		
使用期間	令和 5年 1月 5日～令和 5年 3月 1日		
今回指針	484	m ³	
前回指針	460	m ³	
旧メーター分		m ³	
水道料金			
使用水量	24	m ³	
基本料金	1,342	円	
従量料金	2,288	円	
合計料金(税込)	3,630	円	
(内消費税相当額)	10%	330	円
下水道使用料			
使用水量	*****	m ³	
基本使用料	*****	円	
従量使用料	*****	円	
合計使用料(税込)	*****	円	
(内消費税相当額)	(%)	*****	円
再開栓手数料	0	円	
請求予定金額(税込)	3,630	円	

前年同月水道使用水量	29	m ³
前年同月下水道使用水量		m ³

検針日 令和 5年 3月 1日 検針員

通
信
欄

口座振替ご利用の方の次回振替予定日は
令和 5年 3月28日 です。

水道料金・下水道使用料領収書(口座振替利用)	令和 4年12月～令和 5年 1月分		
使用年月	30	m ³	
水道使用水量	4,554	m ³	
水道料金	0	円(税込)	
下水道使用水量	0	m ³	
下水道使用料	4,554	円(税込)	
振替金額		円(税込)	

上記金額を 令和 5年 1月30日 に振替させていただきました。

津市上下水道管理局 津市殿村5番地

B はがき

今回ご使用いただきました使用水量は、下記のとおりです。	令和 5年 2月 令和 5年 3月分
使用期間	1月 5日～ 3月 1日
(検針日 令和 5年 3月 1日) 口径 13 mm	
今回指針	484 m ³
前回指針	460 m ³
旧メーター分	0 m ³
使用水量	24 m ³
水道料金	1,342 円
従量料金	2,288 円
合計料金(税込)	3,630 円
(内消費税相当額) (10%)	330 円
使用水量	***** m ³
基本使用料	***** 円
従量使用料	***** 円
合計使用料(税込)	***** 円
(内消費税相当額) (10%)	***** 円
再開栓手数料	0 円
請求予定金額(税込)	3,630 円

様

ご使用水量のお知らせ

水栓番号 ●●●●●●●●●●

水栓番号

前回の口座振替のお知らせ
令和 4年 12月 令和 5年 1月分

水道使用水量	30	m ³
水道料金(税込)	4,554	円
(内消費税相当額) (10%)	414	円
下水道使用水量	*****	m ³
下水道使用料(税込)	*****	円
(内消費税相当額) (10%)	*****	円
合計金額(税込)	4,554	円

上記金額を令和 5年 1月30日に振替させていただきました。

津市上下水道管理局 津市殿村5番地

※口座振替の方は、令和 5年 3月28日振替予定です。

⑤ 排水設備新設等計画承認申請書（第7号様式）

第7号様式（第7条関係）

排水設備新設等計画承認申請書

提出日を記入

宛先が「津市長」の書類でも可

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

市営浄化槽設置申請書と同じか確認してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

(〒)
住 所
申請者 氏 名 (印)
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

津市営浄化槽条例第11条の規定により、排水設備新設等計画（変更・取下げ）について、次のとおり申請します。

赤点線枠内をすべて記入または○してください

設 置 場 所	浄化槽及び宅内排水設備設置予定場所を地番まで正確に記入
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 業 者 名	(施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先) 例) 〒●●●—●●●● 津市●●町●● ○○○○番○○ 株式会社●●●●設備 代表取締役：●● ●● 電話番号：○○○—○○○—○○○○
使 用 水	水道水 ・ 井戸水 ・ その他 ()
備 考	使用水については、建物がどの水を使用するか記入してください。なお、 「水道水」と「井戸水」を併用して使用される場合は、両方に○を付け 市営浄化槽番号 て備考欄にその旨記載して下さい。湧水や津市管理以外の水道水をご利用の方は、その他に○をつけて括弧内にその旨記載して下さい。

本申請書提出後、津市から排水設備新設等計画承認通知書を発行しますので、承認通知書により承認された後、宅内排水設備工事に着手する流れとなります。このため、施工予定期間は右上の提出日以降で記載して下さい。

宅内排水設備工事着手前に本申請書を提出してください。

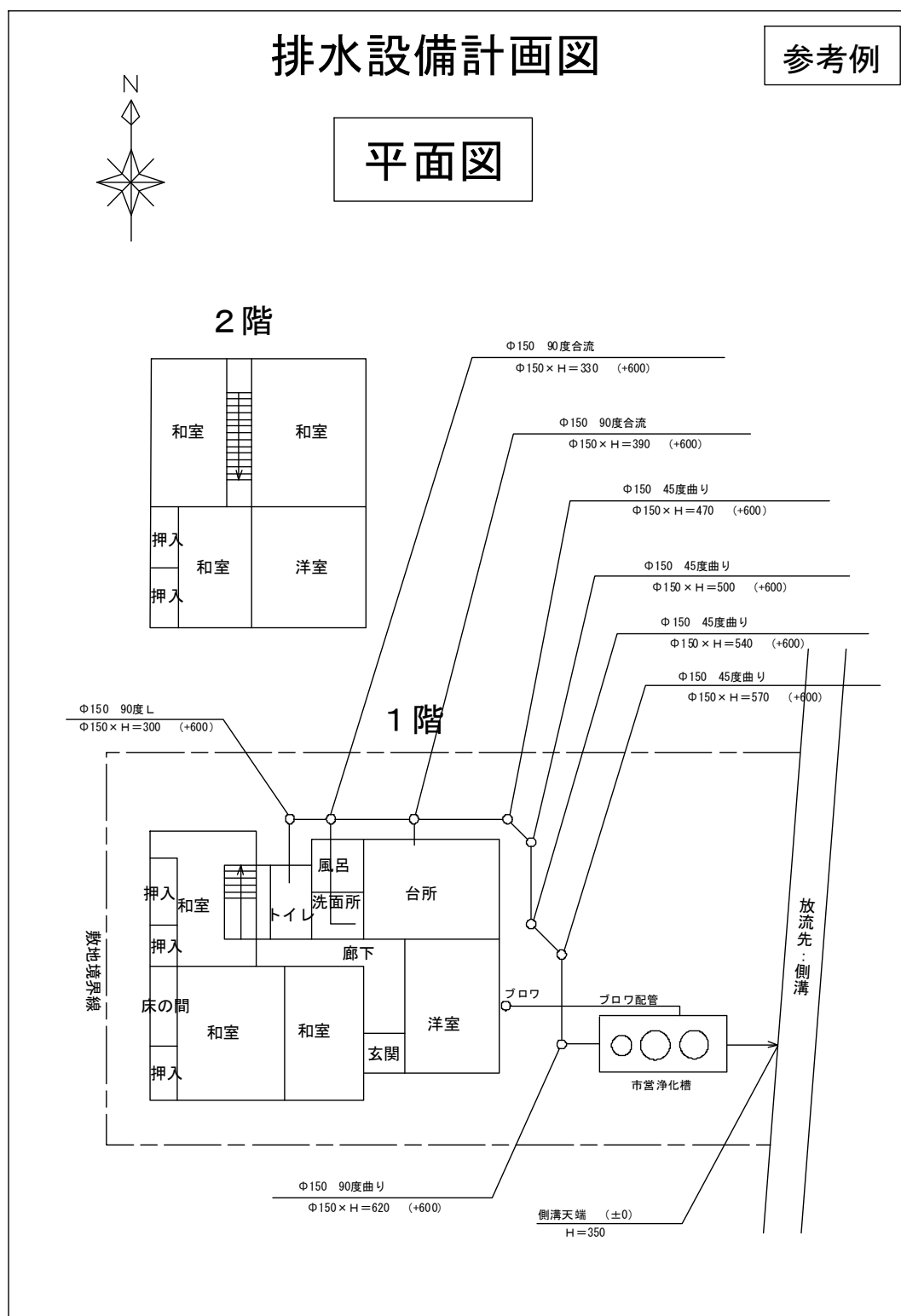
審査の上、津市より承認通知書を送付しますので、承認通知書を受理したのち、宅内排水設備工事に着手してください。

添付書類

(1) 施工場所付近の見取り図

形式は問いませんので、地図を添付してください。

(2) 排水設備調書図面



(3) 工事見積書又は契約書の写し

申請者様が宅内排水設備業者様もしくはハウスメーカー様等と交わした、見積書または契約書の写し（排水設備工事の内訳が分かるもの）を添付してください。

(4) 他人の敷地及び設備を使用するときは、その同意書

宅内排水設備の配管等もしくは、市営浄化槽からの放流水を流すための配管等の設備が他人の土地を通過する場合は、提出してください。

※通過しない場合は、提出不要です。

※指定の様式はありません。

⑥ 市営浄化槽設置（変更）計画同意書（第5号様式）

見 本

第5号様式（第3条関係）

市営浄化槽設置（変更）計画同意書

提出日を記入

年 月 日

宛先が「津市長」の書類でも可
（宛先）津市上下水道事業管理者

市営浄化槽設置申請書と同じか確認してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

(〒)
住 所
申請者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

今後、市営浄化槽を使用される代表の方が
署名してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

(〒)
住 所
使用者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

市営浄化槽設置同意書に記載された、
土地所有者と相違が無いか確認してください。
土地所有者が複数人の場合は、全員分記載
してください。2人目以降は左側の空き
スペース等に署名してください。

(〒)
住 所
土地所有者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

令和●年●●月●●日付けで提示のあった設置計画書について、内容に異議がないので、津市営浄化槽条例第6条第4項の規定により、施工することに同意します。

本市は申請者により印字内容が異なるため、ひな形は後日別途郵送します。
本手引きにひな形は添付しておりませんので、郵送されるひな形にご記入ください。

●封筒に同封された添え状に記載の期限内に必ずご提出ください。

印字内容に誤りや変更がある場合は、訂正印にて訂正してください。

⑦ 排水設備新設等工事完了届（第9号様式）

見 本

第9号様式（第8条関係）

排水設備新設等工事完了届

提出日を記入

年 月 日

宛先が「津市長」の書類でも可
（宛先）津市上下水道事業管理者

市営浄化槽設置申請書と同じか確認してください。
電話番号は日中連絡のつく番号としてください。

（〒）
住 所
届出者 氏 名 ⑧
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

津市営浄化槽条例第12条第1項の規定により、排水設備の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。 赤点線枠内をすべて記入してください

設 置 場 所	津市●●町●● ●●番●●
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日 ※1
施 工 業 者 名	（施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先） 例）〒●●●—●●●● 津市●●町●● ○●○●番○● 株式会社●●●●設備 代表取締役：●● ●● 電話番号：○●○—○●○—○●○● 排水設備新設等計画承認申請書に記載の施工業者から変更されている場合は、変更後の業者名を記入して下さい。
水 栓 番 号 （水道水の場合）	
備 考	
市 営 浄 化 槽 番 号	

※工事内容に変更があった場合は、排水設備調書図面を添付すること。

本紙受理後、市職員が排水設備の検査にお伺いします。排水設備新設等計画承認申請書に添付された図面から変更されている場合は、必ず変更後の図面を添付してください。

本市は申請者により印字内容が異なるため、ひな形は後日別途郵送します。

本手引きにひな形は添付しておりませんので、郵送されるひな形にご記入ください。

●宅内排水設備工事完了（工事完了年月日※1）から7日以内に提出してください。

印字内容に誤りや変更がある場合は、訂正印にて訂正してください。

⑧ 市営浄化槽使用開始届出書（第18号様式）

第18号様式（第14条関係）

市営浄化槽使用開始届出書

宛先が「津市長」の書類でも可

（宛先）津市上下水道事業管理者

提出日を記入

年 月 日

(〒)

住 所

届出者 氏 名

印

〔法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

市営浄化槽設置申請書の申請者と同じか
確認して下さい。

電話番号は日中連絡のつく番号として下さい。

市営浄化槽の使用を開始したいので、浄化槽法第12条の11の規定により、次のとおり届け出ます。

赤点線枠内を記入してください

設 置 場 所	津市●●町●● ●●番●●
開 始 日 年 月 日	年 月 日
人 槽	●人槽
使 用 水	水道水 ・ 井戸水 ・ その他 ()
理 由	使用開始の為
備 考	使用人数 ● 人
市 営 浄 化 槽 番 号	●●●●

※これより下の欄は記入しないでください。

確 認 日	年 月 日	水 栓 番 号	
メ ー タ ー 番 号	口径	開 始 の 指 針	

本市は申請者により印字内容が異なるため、ひな形は後日別途郵送します。

本手引きにひな形は添付しておりませんので、郵送されるひな形にご記入ください。

●市営浄化槽を使用開始する前に提出してください。

印字内容に誤りや変更がある場合は、訂正印にて訂正してください。

⑥～⑧の書類については、市営浄化槽設置申請書に記載された申請者様の住所へ
ひな形を適宜郵送いたします（本手引きにひな形は添付しておりません）。

なお、印字された内容に誤りや変更がある場合は、訂正印にて訂正してください。

津市からの郵送物は必ず中身をご確認いただき、すべての書類を定められた提出
期限までに忘れずご提出ください。

提出忘れの無いように、チェックリストをご活用ください。

申 請 書 ひ な 形 集

⑥市営浄化槽設置（変更）計画同意書、⑦排水設備新設等工事完了届、⑧市営浄化槽使用開始届出書のひな形は、後日、別途郵送いたします。

市営浄化槽設置依頼書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

申請者 氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

下記のとおり市営浄化槽の設置依頼を行います。

設 置 場 所	
住 宅 の 用 途	① 専用住宅 ② 併用住宅 ③ 共同住宅 ④ その他 ()
延 床 面 積	m ²
工 事 区 分	①単独処理浄化槽からの転換 ②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認を伴う新・増築に伴う設置 ④その他 ()
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他 ()
特 記 事 項	
備 考	
受 付 番 号	

※この依頼書の受付日の翌日から3箇月以内に市営浄化槽設置申請書を提出してください。

申請書の提出期間を過ぎますと、改めて依頼書を提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

※ご依頼前に津市営浄化槽パンフレット、お申し込み手引きを必ずお読みください。

第1号様式（第2条関係）

市営浄化槽設置申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑥

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市営浄化槽条例第5条第1項の規定により、次のとおり市営浄化槽の設置を申請します。

設 置 場 所			
土 地 所 有 者	住所 氏名 電話番号		
住 宅 の 用 途	① 専用住宅 ② 併用住宅 ③ 共同住宅 ④ その他（ ）		
延 床 面 積	m ²	併用住宅の場合における住宅部分以外の面積	m ²
使 用 予 定 人 数	人		
工 事 区 分	①単独処理浄化槽からの転換 ②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認等を伴う新・増築に伴う設置 ④その他（ ）		
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他（ ）		
排水設備工事を行う予定の業者名	連絡先		
着 工 希 望 年 月 日	年 月 日	使用開始希望年月日	年 月 日
特 記 事 項			
受 付 番 号			

添付書類

- (1) 市営浄化槽設置同意書（第2号様式）
- (2) 市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取り図
- (3) 建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図
- (4) 住宅の配置図（市営浄化槽を設置しようとする敷地の境界線、当該敷地に接する道路及び市営浄化槽を設置しようとする位置を明示したもの）
- (5) 市営浄化槽で処理した排水の放流先、放流先までの経路その他放流先の概況を記載した図面
- (6) 市営浄化槽を設置しようとする土地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明

第2号様式（第2条関係）

市営浄化槽設置同意書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

（〒 ）

住 所

土地所有者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市営浄化槽条例第5条第1項の規定による設置の申請に当たり、下記の事項について同意します。

記

- 1 市営浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で津市の使用に供するものとし、土地の使用期間は、当該市営浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課は、これまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 市営浄化槽の設置及び管理に関し、必要に応じて、津市の職員又は津市の委託等を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 3 市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に津市と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 市営浄化槽の設置に係る関係者（市営浄化槽の設置に係る住宅・土地についての権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地、家屋等に権利を有する者、市営浄化槽の利用者等）と必要に応じて適切な調整を行い、市営浄化槽の設置及び管理に問題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者が市営浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに設置し、申請者の責任及び負担により修繕、管理等を行います。
- 6 市営浄化槽の使用に当たり、津市営浄化槽条例の規定を遵守します。

第7号様式（第7条関係）

排水設備新設等計画承認申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市営浄化槽条例第11条の規定により、排水設備新設等計画（変更・取下げ）について、次のとおり申請します。

設 置 場 所	
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 業 者 名	（施工業者住所、施工業者名、代表者名、連絡先）
使 用 水	水道水 ・ 井戸水 ・ その他（ ）
備 考	
市 営 浄 化 槽 番 号	

添付書類

- (1) 施工場所付近の見取り図
- (2) 排水設備調書図面
- (3) 工事見積書又は契約書の写し
- (4) 他人の敷地及び設備を使用するときは、その同意書

使用水の調査票

【届出者】 ふりがな 氏 名 (印) 住 所 電話番号 水栓番号 水道料金の支払方法 口座振替 ・ 納付書 	【使用人数】 人 ※現在、お住いの方の 人数をご記入ください。
---	--

市営浄化槽の使用に係る調査票です。宅内の水回りの使用水についてご回答ください。

6つの用途区分すべてについて下記の表の該当するものに○をつけていただきますようお願いいたします。

「井戸水等の自然水をお使いの方」、または「津市管理の水道と自然水の両方をお使いの方」につきましては、こちらの調査票をもとに認定水量の算定をさせていただきます、後日、認定調書を送付させていただきます。

用 途 区 分	該当する使用水（該当するものに○をつけてください。）		
台所	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
洗面所	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
風呂 シャワー	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
洗濯機	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
水洗便所	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)
掃除(外流し) (水拭き等で使用)	①津市管理の 水道水のみ	②井戸水・沢の水 川の水などの自然水のみ (地元管理の水も含む)	①と②の両方を使用 (個々に蛇口がある)

注1) 認定水量については1人当たり8m³/月を基準としております。

注2) 水道水と自然水の両方をお使いの方については、用途区分において「両方を使っている」に○をつけてください。また、認定時に水道水と自然水の割合を50%とさせていただきます。（両方をつかっている場合：水道水、半分・その他の水、半分）

注3) 水量に対して、実量があわないと思われるときは、自己財メーター等の子メーターをつけていただくことで、正確な水量を測定することができます。ただし、毎月定期的に自己財メーターの水量を津市上下水道管理局へ報告していただく必要があります。